

# 3. 消費者契約法に関連する 主な裁判例

国民生活センター相談部調べ（10年7月1日現在）

事件名	判決日	原告 (控訴人、上告人)	被告 (被控訴人、被上告人)	訴訟額	事件の概要（原告（控訴人、上告人）の主張）
1. 入居金返還請求事件	東京地裁 平成21年5月19日判決	消費者	有料老人ホーム会社	2,969,010円	原告が、被告に対して介護付有料老人ホームに入居する際に支払った「終身利用権金」「入居一時金」についての、不返還合意、償却合意は、法9条1号または10条に違反し無効であるとして、被告に対して支払った金銭の返還を求めた。（消費者敗訴）
2. 立替金請求事件	東京地裁 平成21年6月19日判決	信販会社	消費者	2,698,000円	原告が、A医院との間で包茎手術等の診療契約を締結した被告に対して、診療契約に基づく立替金の支払いを求めたところ、被告は、立替金支払請求に対して、A医院担当者から手術を行う必要性がないのがあるかのように告げられたため、誤認をして、立替金契約を締結したものであるとして、法5条1項・2項、4条1項1号・2項に基づいて立替金契約の取り消し等を主張した。（消費者勝訴）
3. 保険金請求控訴事件	大阪高裁 平成21年9月17日判決	消費者	保険会社	60,000,000円	被保険者A（死亡）の長男である控訴人は、保険約款上の保険金支払要件として「急激かつ偶然の外来の事故」、「不慮の事故」と規定することは、信義則ないしは、法10条により無効であるから、免責事由の保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故であることについて、保険者である被控訴人らに主張立証する責任があると主張し、保険金の支払いを求めた。（消費者敗訴）
4. 生命保険契約存在確認請求控訴事件	東京高裁 平成21年9月30日判決	消費者	保険会社	なし (確認訴訟)	保険契約者兼被保険者である控訴人が被控訴人に対して、保険契約が存在することの確認を求めたところ、被控訴人は、本件保険契約は、保険料の未払いを理由に、本件各保険契約の保険料が一定期間未払いのときは無催告で契約が失効するとの約款の定めに従い、保険契約は失効したと主張し、控訴人は当該条項は法10条に該当し無効であると主張した。（消費者勝訴）
5. 契約条項使用差止等請求控訴事件	大阪高裁 平成21年10月23日判決	適格消費者団体	貸金業者	なし (差止請求)	適格消費者団体である控訴人が、被控訴人に対し、早期完済違約金条項（利息付金銭消費貸借契約の借主（以下、「借主」という。）が期限内に貸付金の全額を返済する場合に、借主が利息及び遅延損害金以外の金員を貸主に交付する旨を定める契約条項）を使用し、又は使用するおそれがあるとして、①当該契約条項を含む契約の締結の停止、②当該契約条項を含む借用証書の用紙の廃棄を求めた。原審は一定限度で控訴人の請求を認めたが、両者とも敗訴部分を不服として控訴した。（適格消費者団体一部勝訴）
6. 不当利得返還等請求事件	名古屋地裁 平成21年12月22日判決	消費者	不動産業者	1,407,000円	原告が所有する山林につき、被告との間で土地測量工事請負契約等が締結されたが、原告は、これらの契約について、特定商取引法のクーリングオフ、法4条1項による取り消し等を主張して、被告に対して測量工事代金の返還等を求めた。（消費者一部勝訴）
7. 定額補修分担保金返還請求控訴事件	大阪高裁 平成22年3月11日判決	不動産賃貸業者	消費者	250,000円	控訴人からマンションを賃借していた被控訴人が、定額補修分担保金条項は法10条に反して無効であると主張して、賃貸借契約時に支払った定額補修分担保金25万円等の支払いを求めたところ、原審が被控訴人の請求を全部認容したため、控訴人がこれを不服として控訴した。（消費者勝訴）
8. 定額補修分担保金条項使用差止請求控訴事件	大阪高裁 平成22年3月26日判決	適格消費者団体	不動産賃貸業者	なし (差止請求)	適格消費者団体である控訴人が、不動産業者である被告に対して、定額補修分担保金条項が法10条に反して無効であるとして、同法12条3項に基づき①当該条項を含む意思表示をすることの差止め②同条項を含む契約書の破棄③同条項を含む意思表示を行うための事務を行わないこと及び同条項を含む契約書を破棄すべきことを従業員らに指示すべきこと、④従業員らに対し③記載の指示を記載した書面を配布するよう求めたところ、原審は①の差止め請求は認容したが、その他は認めなかったため、控訴した。（適格消費者団体一部勝訴）
9. 学納金返還請求事件	最高裁 平成22年3月30日判決	大学	消費者	8,006,000円	上告人の設置する大学の推薦入学試験に合格した被上告人が、入学を辞退して在学契約を解除したなどと主張し、納付した入学金及び授業料の返還を求めたところ、原審は、学納金不返還特約は、法9条1号により無効であるとして、入学金を除いた金額の返還を命じたところ、上告人が返還義務を争って上告した。（消費者敗訴）
10. 損害賠償・立替金請求事件	最高裁 平成22年3月30日判決	商品先物取引業者	消費者	17,000,000円	被上告人が、上告人に対して法4条1項2号又は2項本文により商品先物取引委託契約の取り消しを主張したところ、原審は法4条2項本文に基づく取り消しを認めたところ、上告人はこれを不服として上告した。（破棄差し戻し）
11. 更新料支払請求控訴事件	大阪高裁 平成22年5月27日判決	賃貸人	賃借人	106,000円	被控訴人に対し、マンションを賃借していた控訴人が、約定の更新料を被控訴人が支払わないとして、更新料の支払合意に基づき、更新料の支払を求めたところ、原審は、本件更新料条項は法10条により無効であるとして控訴人の更新料請求を棄却したため、控訴人が控訴した。（賃借人一部勝訴）

(注) 09年7月以降に当部で収集した判決の中で消費者契約法により判断した判決の一部である。